

デイケアかがやき 運営規程

最終改定 令和7年9月1日

（事業の目的）

第1条 医療法人光秀会が開設するデイケアかがやき（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、及び介護職員、（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態（以下「要介護者等」という。）にある高齢者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図りサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名所 デイケアかがやき
- 二 所在地 岐阜県養老郡養老町大跡534番地

（職員）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名
医師は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。
- 二 療法士 2名（理学療法士 常勤専従2名）
療法士は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく機能訓練にあたる。
- 三 介護職員 8名（常勤専従3名、短時間常勤専従1名、非常勤専従4名）
介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 四 看護師 1名
看護師は利用者の通所リハビリテーション計画に基づく口腔機能評価・管理にあたる。
- 五 管理栄養士 1名

管理栄養士は利用者の通所リハビリテーション計画に基づく栄養評価・管理にあたる

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は月曜から土曜日とする。但し、12月31日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで、国民の祝日を除く。

二 サービス提供時間

① 9時00分～10時30分（月曜から土曜日）

② 10時45分～12時15分（月曜から土曜日）

③ 14時15分～15時45分（月・火・水・金曜日）

④ 16時00分～17時30分（火・金曜日）とする。

三 営業時間

月曜日・水曜日 8時00分から17時30分

火曜日・金曜日 8時00分から18時00分

木曜日・土曜日 8時00分から13時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は①は1単位16名、②は1単位16名、③は1単位16名、④は1単位16名とする。

(利用料等)

第7条 事業の内容は下記の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準額によるものとし、当事業が、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。

二 前項に定めるもののほか、その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(内容)

第8条 通所リハビリテーションは、従業者によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。

二 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 従業者は、利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえてリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

2 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に基づき作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得て交付する。

3 通所リハビリテーション従業者は、利用者について通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記載する。

（記録の整備）

第10条 事業に関わる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は養老町及び輪之内町とする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第13条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 二 共有の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないように利用する。
- 三 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災訓練計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

（苦情処理）

第15条 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待について）

第17条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

（身体拘束について）

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。

身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合は、事前又は事後速やかに利用者の家族に対し、利用者に行う行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通りも設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1箇月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）に則り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、退職後もこれらの秘密を保持しなければならない旨の誓約書を医療法人光秀会と結ぶこととする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、随時定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。